



母子家庭等自立支援給付金制度等のお知らせ

■高等職業訓練促進給付金等

①高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母、又は父が、対象となる資格を取得するため、1年以上養成機関等で修業する場合に給付金を支給します。

支給期間 修業する期間（上限4年）

※正看護師資格を取得する場合の上限は3年。

対象となる資格（准）看護師、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、保健師、社会福祉士等

支給額（月額）

○市民税非課税世帯…10万円（最終12月は14万円）

○市民税課税世帯…7万500円
（最終12月は11万500円）

申請方法 事前に相談のうえ支給申請し、支給が決定した場合は、毎月給付金の請求をしてください。

②修了支援給付金（要申請）

高等職業訓練促進給付金受給者に、養成課程修了後に支給します。

支給額 市民税非課税世帯…5万円
市民税課税世帯…2万5000円

■高等職業訓練促進資金貸付事業

「高等職業訓練促進給付金」を活用する、ひとり親家庭の母、又は父に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付けることで修学や就職を支援する制度です。

この貸付金は、養成機関を修了し、資格取得した日から1年以内に、その資格を活かして埼玉県内で就職

し、5年間従事した場合、返還の債務が全額免除されます。

貸付額 入学準備金 50万円以内

例：入学金・教材費等の納付、学用品等
就職準備金 20万円以内

例：転居費用、被服費、移動用自転車等

利子 保証人あり：無利子

保証人なし：返還の債務履行猶予期間は無利子ですが、返還の債務履行猶予期間経過後は年1.0%の利子がつきます。

■自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母、又は父が、指定対象講座を受講し修了した場合、費用の一部を支給します。

指定対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等（介護福祉士実務者研修や医療事務等）

支給額

費用の60%に相当する額（上限20万円）。専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる場合は、就業年数×20万円（上限80万円）。

※支給額が1万2千円を超えない場合は支給されません。また、雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることができる場合は、60%に相当する額と雇用保険制度からの支給額との差額が支給されます。

申請方法 事前に相談のうえ、講座の申込前に対象講座の指定申請をし、指定された場合は、修了後30日以内に給付金の申請をしてください。



ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

この試験に合格することで就職・転職の可能性が広がります。

給付対象者

児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にある市内在住のひとり親家庭の母、又は父、及びその20歳未満の子ども

対象講座

民間事業者などが実施する「文部科学省高等学校卒業程度認定試験」の合格を目指す対策講座

支給内容 受講費用の最大60%相当額

○受講修了時給付金

受講費用の40%（上限10万円）

○合格時給付金

受講費用の20%（受講修了時給付金との合計で15万円が上限）

申請方法 事前に相談のうえ、受講開始前に対象講座の指定申請をし、指定された場合は、受講修了後及び合格後に支給申請をしてください。



児童扶養手当・特別児童扶養手当の「現況届」をお忘れなく

現況届は、今後の手当の受給可否を決定する大切なものです。提出がない場合、資格があっても手当を受けることができなくなりますので必ず提出してください。

児童扶養手当

離婚などにより、ひとり親で子どもを育てている方に支給される手当です。父もしくは母に一定の障害がある場合も対象となります。

受付期間

8月3日(月)～31日(月)

《児童扶養手当・特別児童扶養手当共通》

受付場所 子育て支援課（市役所2階）

支所市民福祉課（アスパアこだま内）

特別児童扶養手当

精神、又は身体に一定の障害のある子どもを育てている方に支給される手当です。

受付期間

8月12日(水)～9月10日(木)

用意 印鑑、(特別)児童扶養手当証書等

8月上旬に郵送する通知で確認してください。

※8月上旬までに通知を発送します。届かない場合はご連絡ください。なお、現況届用紙は受付場所にあります。



ひとり親家庭等医療費支給制度をご存じですか

ひとり親家庭等医療費支給制度

母子家庭等を対象に、医療機関で支払った医療費の一部を支給する制度です。この制度を利用するためには、事前の登録が必要です。

なお、児童扶養手当に準じた所得制限があります。

対象

- ・母子家庭や父子家庭の親と子ども(*)
- ・養育者（親がいないため、親に代わって子どもを育てている家庭の保護者）と子ども

・父(母)に一定の障害がある家庭の母(父)と子ども
*「子ども」とは、18歳に達した年度の末日までの方（一定の障害がある場合、20歳未満の方）です。

登録手続きに必要なもの

- ①申請者と子どもの健康保険証
- ②通帳（申請者名義のもの）
- ③印鑑（朱肉を必要とするもの）

※他の書類が必要となることもありますので、申請前にお問い合わせください。



J R 定期乗車券割引制度

児童扶養手当の支給を受けている世帯の方が、JRの「通勤用定期乗車券」を購入する場合に、割引（3割引）が受けられる制度です。

申請に必要なもの

- ①写真（6か月以内に撮影した縦3cm×横2.5cm）
- ②児童扶養手当証書
- ③印鑑
- ④免許証等の本人確認書類

※学生は学割優先のため、この制度を利用できません。



児童手当の『現況届』は提出しましたか

該当する方には、6月初旬に現況届用紙を郵送しました。まだ提出していない方は、8月14日(金)までに提出してください。提出がない場合は、手当が受けられなくなってしまう。

なお、現況届用紙を紛失した場合は、窓口で再交付できません。受給者本人もしくは受給者と同世帯の方が本人確認できる運転免許証などを持って、子育て支援課（市役所2階）又は支所市民福祉課（アスパアこだま内）へお越しください。